

## 商店街消費活性化支援事業補助金 パンフレット

物価高騰の影響を受け消費が停滞するなか、消費の下支えとして、商店街の活性化を図るために市内商店会などが実施する「プレミアム付き商品券発行事業」「クーポン券発行事業」「キャッシュレス決済キャンペーン事業」等に対して、国の重点支援地方交付金を活用し、補助を行います。

### 交付対象者

- ・市内商店会（近隣商店会によるグループでの申請も可）
- ・地域に商店会がない場合は、近隣で複数店舗が結成した団体
- ・その他市長が認めたもの

※大型店（大規模小売店舗立地法に基づき届け出をしている店舗）は原則対象外となります。ただし、大型店自体が商店会に加入している場合、その直営店は対象となります。また、大型店内のテナントが商店会に加入している場合、そのテナントは対象となります。

※キャッシュレス決済の場合、決済事業者等が独自に規制している業種は対象外となります。

※風俗店関係、宗教組織、政治団体、暴力団、関連団体、その他市長が本事業の趣旨にそぐわないと判断したものは対象外となります。

### 対象経費

**交付決定日～令和9年2月15（月）の期間**に実施した消費活性化事業にて要した経費（税抜）

※従来からの商店会活動・店舗運営等にかかる費用は対象外となります。

※交付決定前に支払われたものは対象外となります。

### 補助率・補助上限額

**補助率：10/10（税抜き） 補助上限額：参加店舗×30万円～50万円**

※以下の条件を満たすごとに、補助上限額30万円（1店舗あたり）に10万円（1店舗あたり）上乗せされます。

- ①付与したポイントや商品券等が申請商店会のみで使用できるなど、地域内で還元できる場合
- ②近隣商店会がグループを組み、より広範囲で事業を実施する場合

<上限額パターン例>

例1) 近隣商店会と一緒に当該商店会内で使用できる商品券発行事業を行う場合

⇒条件①・②を満たすため 50万円（1店舗あたり）

例2) 近隣商店会と一緒にキャッシュレス決済キャンペーン事業（付与ポイントは商店会以外でも使用可）を行う場合

⇒条件②を満たすため 40万円（1店舗あたり）

例3) 1つの商店会がその商店会のみで使用できる商品券発行事業を行う場合

⇒条件①を満たすため 40万円（1店舗あたり）

例4) 1つの商店会がキャッシュレス決済キャンペーン事業（付与ポイントは商店会以外でも使用可）を行う場合

⇒条件①・②を満たさないため 30万円（1店舗あたり）

## 還元・還付率

30%を上限に、各団体で設定してください。なお、店舗ごとに異なる還元・還付率を設定することも可とします。

## 1 会計あたりの還元・還付上限

3,000 円相当を上限に、各団体で設定してください（プレミアム付き商品券発行事業は除く）。なお、店舗ごとに異なる還元・還付上限を設定することも可とします。

## 実施期間中の店舗ごとの還元・還付上限

各団体の実情に合わせてご検討ください（プレミアム付き商品券発行事業は除く）。

※上限を設定することで、集客力のある店舗に売り上げが集中することを防ぐことができます。設定するか否かは各団体の任意とします。

## モデル事業

対象事業例	事業内容・補助対象経費・具体例
キャッシュレス決済キャンペーン事業	各団体が独自に、キャッシュレス決済時に使える「ポイント還元クーポン」や「〇〇〇円 OFF クーポン」の配布、「ポイント還元キャンペーン」を実施。 <u>※配布したクーポンや還元されたポイントがその地域内で使用できる場合、補助上限額は1店舗あたり10万円の上乗せとなります。</u> 【補助対象経費（税抜）】 還元クーポン（ポイント）分原資、クーポン（ポイント）手数料、事業広告費、その他事業を行うにあたり発生した費用 【具体例】 キャッシュレス決済を利用して商店会各店で買い物すると30%還元
クーポン券発行事業 （紙・デジタル） ※お釣りの支払い不可	各団体が独自に買い物金額に応じた「クーポン券」を配布。 【補助対象経費（税抜）】 クーポン分原資、クーポン券の印刷費、事業広告費、その他事業を行うにあたり発生した費用 【具体例】 商店会各店で買い物すると次回使用できるクーポン券を発行
プレミアム付き商品券発行事業 （紙・デジタル） ※お釣りの支払い不可	各団体が独自に「プレミアム付き商品券」を配布。 【補助対象経費（税抜）】 プレミアム分原資、商品券の印刷費、事業広告費、その他事業を行うにあたり発生した費用 【具体例】 商店会各店で使用できる2,600円分の商品券を2,000円で販売

## 事業を行うにあたっての注意事項

- 税金、公共料金、有価証券・金券・商品券・各種チャージ、宝くじ、不動産、敷金・礼金、家賃・月謝・会費等の定期的に支払うもの、その他市長が本事業の趣旨にそぐわないと判断したものは対象外となります。
- 商品をすべて〇〇%OFF にするなどの、単純な値引きは対象外です（キャッシュレス決済を通じた値引きやクーポン券による値引きは可）。
- キャッシュレス導入費用や決済手数料は対象外となります。
- 市では、キャッシュレス決済業者の選定や商品券発行業者等の選定は行いません。各団体が業者と直接契約を行ってください。
- 紙によるクーポン券発行事業やプレミアム付き商品券発行事業を行う場合、極力市内に事業所を有する業者の活用を検討するとともに、商店会の会員や参加店舗以外の業者へ運営事務（商品券の販売代行やコールセンター等）を委託する場合は、2社以上の見積もりを取った上で申し込みを行ってください。
- なるべく事業実施に係る経費を削減し、消費者への還元分により多くの資金を充てられるよう工夫してください。
- 発行したクーポン券やプレミアム付き商品券を受け取る際、お釣りを出すことはできません。
- 1団体あたり1回、1店舗あたり1回限りの参加となります（複数商店会のグループとして実施した場合も、参加した商店会は1回としてカウントします）。
- 商品券等の偽造や不正利用などないよう、各団体で防止対策を徹底してください。
- 商品券等の発行・使用枚数などの集計は、各団体が責任をもって管理してください。
- 事業実施後、利用者や売上状況などの情報、事業実施アンケートなどにご協力ください。
- 補助金の支払いは、団体に対して行います。各店舗への支払いは、団体が行ってください。なお、支払いは事業完了後となりますが、要望があれば、交付決定額の80%を上限に事前に支払いが可能です。
- 令和9年2月15日（月）までに事業を終了し、令和9年3月1日（月）までに市へ実績報告を行ってください。

## 提出書類 ※下記二次元コードより、市ホームページからダウンロードできます

- ① 申込書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 参加店舗一覧
- ⑤ 補助対象経費の根拠資料（見積書など）



<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoushoukou/006/p117184.html>

提出方法	Eメール又は郵送 ※Eメールで提出する場合は必ず電話で到着確認を行ってください。
提出先	船橋市役所 商工振興課 商業係（市役所本庁舎4階） 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 TEL:047-436-2472 FAX:047-436-2466 mail: shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

## スケジュール

手続き	日程等
募集締め切り	令和 8 年 10 月 31 日 (土)
審査結果の通知	申込書類提出日から約 2 週間を目途に、審査結果通知送付予定
補助金交付申請	審査結果通知後、随時申請書提出⇒交付決定
事業の実施	交付決定後、随時各団体にて事業の実施 ※事業は <b>令和 9 年 2 月 15 日 (月) まで</b> に終了させてください。 ※希望があれば事業実施前に、交付決定額の 80% を上限に事前払いが可能です。
実績報告	事業費確定 (精算) 後すみやかに市へ報告
補助金確定通知・支払	実績報告後、随時代表者へ支払い

## Q & A

### 近隣商店会によるグループでの申請も可だが、近隣とはどの程度か？

近隣商店会とは、最寄り駅が同一または隣駅までのエリアを想定しております。グループで申請される場合は商工振興課までご相談ください。

### 事業の事前準備 (参加店舗の募集など) に関わる経費は対象となりますか？

事業参加店舗の募集や商店会加入促進に関わる経費も対象となります。ただし、交付決定前に支払いがされたものについては対象外となります。

### クーポン券やプレミアム付き商品券を受け取る際、釣銭を出すことはできますか？

釣銭を出すことはできません。商品券の額面を小さくするなどして、無駄なく商品券を活用できるように工夫をしてください。

### 事業の進行中に参加店舗を追加することはできますか？

事業の進行中に参加店舗を追加することは可能ですが、補助上限額の変更はできません。なお、事業開始前に参加店舗の追加や変更がある場合は、事前に市へご相談ください。内容を確認の上、承認を受けていただく必要があります。

### 事業を 2 回に分けて実施することは可能ですか？

1 つのイベントとして、時期を前期・後期に分けることは可能です。申し込み時の「事業計画書」に実施期間を明記してください。

例) 前期 : 令和 8 年 8 月 1 日 ~ 9 月 30 日 後期 : 令和 8 年 12 月 1 日 ~ 令和 9 年 1 月 31 日

## キャッシュレス決済事業者等が独自に規制している業種とは？

病院・医院・調剤薬局などです。詳しくは選定いただくキャッシュレス決済事業者へお問い合わせください。

## 商店会に加入していない店舗はどうすればいいですか？

地域に商店会がある場合は、商店会に相談してください。地域に商店会がない場合や商店会があっても加入ができない場合は、近隣の店舗と団体を組んでお申込みください。

## 近隣店舗とはどれくらいの距離感ですか？

概ね 200～300m以内を想定しております。近隣の店舗と団体を組んでお申込みされる場合は、お問合せ先までご相談ください。なお、近隣の同業種（コンビニやドラッグストアなど）でグループを組んでの申請も可です。

## 近くに商店会がないので、店舗単体で申込してもよいですか？

店舗単体での申し込みは原則できません。近くに商店会がない場合は、近隣の店舗と団体を組んでお申し込みください。

## 事業をどのように周知すれば良いですか？

過去の事業実施の際に、各商店会が取り組まれた事例を紹介いたします。なお、当該補助金は事業周知に要した費用も補助の対象としております。

- ・ 商店街の最寄り駅でのビラ配り・駅貼りポスターの掲示
- ・ 商店街の主催イベントでチラシを配布
- ・ 参加店舗の前ののぼりを設置
- ・ PRの為に大きな看板や大型ポスターを商店街に設置
- ・ 新聞折り込みの実施
- ・ ポスティングの実施
- ・ 商店街ホームページや SNS での告知
- ・ テレビ番組の取材・告知コーナーでの宣伝
- ・ 各店舗 SNS での告知
- ・ 地域メディアや市の広報機関にむけたプレスリリースの発行
- ・ 地元の町会・自治会へのチラシの回覧・配布

## 問い合わせ先

船橋市商工振興課 商業係

Email : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp TEL : 047-436-2472 受付時間 : 平日 9:00～17:00